

「熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの熊本県熊本地方の地震に係る被害により被災し、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は、2016年6月10日（金）までに学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

記

災害救助法の適用地域

【熊本県】 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

※後日追加される可能性もありますので各自ご確認ください。

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに家計支持者の勤務先が対象地域にあり、勤務先が罹災し就業に支障をきたしている世帯に属する学生も対象となります。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間

→平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20

JASSO支援金について

「JASSO支援金」とは、自然災害等により、居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として2014年度に創設されました。

「JASSO支援金」は支給額が10万円となっており、返還の必要はありません。詳細は学生課及び所属学部・研究科事務室の掲示でご確認ください。

以上